

生活支援サービス重要事項説明書

1. 生活支援サービス提供事業者

事業者の名称・所在地及び電話番号その他の連絡先	
事業者の名称	フリガナ カブシキガイシャコネコノテ
	株式会社こねこのて
事業者の所在地	〒 174 - 0056
	東京都 板橋区志村三丁目26番15号
事業者の連絡先	電話番号 03-5970-4337
	FAX番号 03-6783-5958
	ホームページアドレス http://www.hananomaru.net/
事業者の代表者名	代表取締役 後藤輝行

2. 住宅事業主体概要

事業主体の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先	
事業主体の名称	フリガナ カブシキガイシャコネコノテ
	株式会社こねこのて
事業主体の主たる事務所の所在地	〒 174 - 0056
	東京都 板橋区志村三丁目26番15号
事業主体の連絡先	電話番号 03-5970-4337
	FAX番号 03-6783-5958
	ホームページアドレス <input checked="" type="radio"/> http://www.hananomaru.net/
	<input type="radio"/> 無
事業主体の代表者の氏名及び職名	氏名 後藤輝行
	職名 代表取締役
事業主体が行っている主な事業等	介護保険法に基づく居宅介護サービス事業

3. 住宅概要

住宅の名称・所在地及び電話番号その他の連絡先	
住宅の名称	フリガナ ツキノヒルネ
	つき乃ひるね
住宅の所在地	〒 174 - 0043
	東京都 板橋区坂下一丁目25番5号
住宅の連絡先	電話番号 03-5918-7121
	FAX番号 03-5918-7124
	ホームページアドレス https://tukinohirune.com/
住宅の管理者名	株式会社こねこのて 代表取締役 後藤輝行
住宅の開設年月日	2020年4月27日
居住の契約方式	普通賃貸借契約書

4. 生活支援サービスの内容

生活支援サービスに関する方針等

ご入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、以下の基本サービスを提供いたします。
 ご入居者が介護や医療を必要とする場合は、円滑に介護サービスや医療サービスを受けられるよう、介護事業所や医療機関と連携を図ります。
 なお、介護事業所や医療機関と連携する場合にも、ご入居者は、連携先以外のサービス事業者のサービス（介護保険サービス、医療サービス等）を自由に選択することができます。

基本サービス（入居者様全員が受けるサービスです。）

サービスの種類	料金（税込）	（提供方法・提供者）
状況把握（安否確認）	39,000円/月額	<ul style="list-style-type: none"> ・毎日、午前10時頃に各住戸に住宅職員が伺い安否の確認を行います。 ・上記以外の時間帯も、ご入居者様（ご家族様）とご相談の上、必要に応じて行います。 ・12月31日から1月2日の3日間は職員が常駐しませんが、1日1回住宅職員が各住戸に伺い、安否確認を行います。 ※提供者:株式会社こねこのて
生活相談		<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活を送る中で、お困りのこと、介護度が重くなった場合のご不安等について、住宅職員がご相談をお受けします。（12月31日～1月2日を除く） ※提供者:株式会社こねこのて
緊急時対応		【9時～17時】 ・日中は、各住戸のベッドサイド、トイレに設置してあるナースコールを押していただければ専務室及び住宅職員が携帯している端末にて通報を受信の上、住宅職員が駆けつけ必要な対応（ご家族への連絡、救急車の呼び出し等）を行います。 【17時～9時】 ・夜間は、警備会社がナースコールを受信し、必要に応じて各住戸まで15分以内に駆けつけます。 【12月31日から1月2日の対応】 安否確認のほか、警備会社がナースコールを受信し、必要に応じて各住戸まで概ね15分で駆けつけます。 ※提供者:株式会社こねこのて、セコム株式会社

上記以外の生活支援サービス等
 （本住宅では以下のサービスを入居者様に選択していただくことができます。なお、入居者様の希望により、他のサービス事業者を利用することもできます。）

サービスの種類	料金	（提供内容・方法・提供者）

5. 生活支援サービス職員体制

生活支援サービス職員体制等			
生活支援サービス職員			
サービス種別	人数	資格・委託先等	
生活支援サービススタッフ	5人	介護職員初任者研修課程等の修了者	
夜間の職員体制	常駐の（有・ 無 ）	人	セコム株式会社

6. 月額利用料の請求及び支払方法

請求方法	毎月10日に前月分の基本サービス費の請求書を発行し、入居者様に送付します（生活支援サービス契約書第6条参照）。
支払方法	毎月27日に前月分の基本サービス費の支払請求分を口座自動振替の方法でお支払いいただきます（生活支援サービス契約書第6条参照）。

7. 生活支援サービスへの苦情に対応する窓口等

苦情に対応する窓口等の状況	
窓口の名称	株式会社こねこのて
電話番号	03-5970-4337
対応している時間	平日 9時 00分 ~ 18時 00分
	土曜 時 分 ~ 時 分
	日曜 時 分 ~ 時 分
	祝日 時 分 ~ 時 分
定休日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始
サービスの提供において事故が発生したときの対応	
具体的な対応	<ul style="list-style-type: none"> ・本契約に基づき、生活支援サービス等を入居者に提供した場合に、万一、事故が発生し、入居者の生命・身体等に損害が生じた場合は、速やかに必要な対応及び措置（ご家族への連絡、救急車の呼び出し等）を行います。 ・事故が発生した場合には、速やかに東京都住宅政策本部へ報告した上で、事故原因の調査及び再発防止のための取組を実施します。

8. 生活支援サービス利用に当たっての留意事項

外出・帰宅・訪問等	外出・帰宅及びご家族様等の来訪等の時間制限はありません。なお、夜間の外出の際や外泊時は、事前に住宅職員へご連絡下さい。
共用施設の利用について	
浴室	浴室の利用希望については、利用希望表に記載下さい。
キッチン	キッチンの利用希望については、利用希望表に記載下さい。

9. 契約の解除内容等

入居者からの解約					
入居者は事業者に対して、解約する30日前までに文書にて解約の申し出を下記連絡先に通知することで、本契約を解約することができます（生活支援サービス契約書第9条参照）。					
契約解約時の連絡先	<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>株式会社こねこのて</td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td>03-5970-4337</td> </tr> </table>	名称	株式会社こねこのて	電話番号	03-5970-4337
名称	株式会社こねこのて				
電話番号	03-5970-4337				
事業者からの解除					
<p>事業者は、生活支援サービス契約書第8条の規定に基づき、以下の場合には本契約を解除することができます。</p> <p>①他の入居者の生命の危害を及ぼす恐れがある場合 ②本契約を継続することが社会通念上、著しく困難な場合 ③入居者が正当な理由なく支払うべきサービス利用料を3か月以上滞納し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、なお期間内に滞納額の全額の支払いがない場合</p>					

10. 損害賠償責任保険の内容

損害賠償責任保険の加入状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無 （ あいおいニッセイ同和損害保険株式会社業務災害補償保険 ）
---------------	--

説明年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

_____ 様に対して、生活支援サービス契約書及び生活支援サービス重要事項説明書に基づいて、重要な事項を説明しました。

登録事業者名 _____ 株式会社こねこのて

所在地 _____ 東京都板橋区志村三丁目26番15号

代表者名 _____ 代表取締役 後藤 輝 行 印

説明者氏名 _____ 印

私は上記事業者から、生活支援サービス契約書及び生活支援サービス重要事項説明書に基づいて、重要な事項の説明を受けました。

署名 _____ 印